

(その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号及び第五号において同じ。)をいう。

四 基準雇用者給与等支給額 平成二十五年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額(次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額)をいう。

イ 平成二十五年において事業を開始した場合(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した場合を除く。ロ及び次号において同じ。) 平成二十五年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額に十二を乗じてこれを同年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額

ロ 平成二十六年以後に事業を開始した場合 当該事業を開始した日の属する年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額の百分の七十に相当する金額(当該事業を開始した日の属する年において事業を営んでいた期間の月数と当該適用年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合には、当該金額に十二を乗じてこれを当該事業を開始し

た日の属する年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額)

五 比較雇用者給与等支給額 適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額 (当該適用年の前年において事業を開始した場合には、当該給与等の支給額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額) をいう。

六 平均給与等支給額 適用年の給与等支給額として政令で定める金額を給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

七 比較平均給与等支給額 適用年に係る比較給与等支給額として政令で定める金額を比較給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に

添付された書類に記載された雇用者給与等支給増加額を基礎として計算した金額に限るものとする。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けようとする個人が同項に規定する事業所得を生ずべき事業を平成二十五年以後に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における基準雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の五の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の六第一項第一号中「又は第二項」及び「平成二十二年分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越税額控除限度超過額」を削り、同項第二号中「又は第三項」及び「平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額」を削り、同項第六号を同項第九号とし、同項第五号の次に次の三号を加える。

六 第十条の五第一項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

七 第十条の五の二第三項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

八 第十条の五の三第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第二項中「から第三項まで」を削り、「又は第十条の三第四項」を「第十条の三第四項又は第十条の五の三第四項」に改め、同条第三項中「若しくは第十条の三第五項」を「第十条の三第五項若しくは第十条の五の三第五項」に、「もの若しくは」を「もの又は」に改め、「又は第十条の二第四項各号の規定を適用したならば当該各号に規定する平成二十二年分繰越税額控除限度超過額、平成二十三年分繰越税額控除限度超過額、平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額に該当するもの」を削る。

第十一条の三第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第十二条第一項の表の第一号の第一欄中「掲げる地区」の下に「（第三項の表の各号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同欄のイを削り、同欄のロを同欄のイとし、同欄のハを削り、同欄のニを同欄のロとし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 青色申告書を提出する個人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項において同じ。）をする場合において、その取得等をした当該設備を当該地区内において当該個人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき（当該地区の産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該設備を構成するもののうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有

権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該産業振興機械等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の百四十八）に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該産業振興機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

地 区	事 業	設 備
一 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で	製造業その他の政令で定める事業	当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

定める地区		
二 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区及びこれに類する地区として政令で定める区域のうち、産業の振興のため、の取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の政令で定める事業	当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

4 前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該産業振興機械等の償却費として必要経費に算入した金額がその年における同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に満たない場合には、その年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該産業振興機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定（当該産業振興機械等について前項の規定の適用を受けるときは、同項の規定を含む。）にかかわらず、当該産業振興機械等の償却費として

同条第一項の規定により必要経費に算入する金額（その年の翌年において当該産業振興機械等につき前項の規定の適用を受ける場合には、当該翌年における同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に相当する金額とする。）とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

第十二条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第十三条の二第一項中「平成二十五年」を「平成二十七年」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十四条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「新築された」を削り、「」を取得し」を「」で新築されたものを取得し」に改め、「これを」の下に「当該個人の」を加え、「賃貸の用に供した場合を」を「その用に供した場合を」に、「その賃貸の用」を「その用」に、「の百分の百二十八（当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百四十）に相当する」を「に次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計

算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時ににおける所得税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年未満であるもの 百分の百二十八（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の百十四）

二 サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時ににおける耐用年数が三十五年以上であるもの 百分の百四十（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の百二十）

第十四条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「が次項第二号」を「が、次項第二号」に改め、「掲げる建築物」の下に「のうち同号イに掲げる地域内において整備されるもの」を加え、「百分の百五十」を「百分の百五十とし、同号に掲げる建築物のうち同号ロに掲げる地域内において整備されるものである場合には百分の百四十とする。」に改め、同条第二項中「から第三号まで」を「及び第二号」に、「第四号」を「第三号」に改め、同項第一号中「第二条第六号」を

「第二条第一号」に、「施設建築物」を「市街地再開発事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）によつて建築される建築物」に改め、同項第二号中「都市再生特別措置法」を「次に掲げる地域内において、都市再生特別措置法」に改め、「認定計画（」の下に「イに掲げる地域については、」を加え、同号に次のように加える。

イ 都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域

ロ 都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域（イに掲げる地域に該当するものを除く。）

第十四条の二第二項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第十五条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第十九条第一号中「第十条の三」の下に「、第十条の五の二、第十条の五の三」を加える。

第二十二條第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「以下この項」を「第一号」に、「鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三条第一項に規定する」を「安定的な供給を確保することが特に必要なものとして政令で定める」に改め、同条第二項中「掘さく」を「掘

削」に改める。

第二十三条第一項中「定める探鉱用機械設備」の下に「（第一号において「探鉱用機械設備」という。）を加える。

第二十四条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第二十四条の三第一項中「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。）の取得」を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得」に改める。

第二十六条第一項中「各年において、」を「各年において」に、「場合において」を「場合において、」に、「あるとき」を「あり、かつ、当該個人が営む医業又は歯科医業から生ずる事業所得に係る総収入金額に算入すべき金額の合計額が七千万円以下であるとき」に改め、同条第二項第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十九条の二第四項並びに第二十九条の三第三項及び第六項中「第三十七条の十」の下に「及び第三十七条の十一」を加える。

第三十一条の二第四項中「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」に改める。

第三十一条の三第一項中「若しくは第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を「第三十七条の九の四若しくは第三十七条の九の五」に改める。

第三十三条第一項中「第三十七条の九の二」を「第三十七条の九」に改める。

第三十三条の三第一項中「第三十九条第一項」を「（平成十八年法律第九十一号）第三十九条第一項、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十九条第一項」に改める。

第三十三条の六第一項中「第三十七条の九及び第三十七条の九の二」を「及び第三十七条の九」に改める。

第三十四条第一項中「第三十七条の九の二」を削る。

第三十四条の二第一項中「第三十七条の九の二」を削り、同条第二項第一号中「第十号」を「第十二号」に改め、同項第二十号を次のように改める。

二十 都市再開発法第七条の六第三項、大都市地域住宅等供給促進法第八条第三項（大都市地域住宅等

供給促進法第二十七条において準用する場合を含む。）又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設

設の再配置の促進に関する法律第二十二條第三項の規定により土地等が買い取られる場合

第三十四條の三第一項中「第三十七條の九の二」を削る。

第三十五條第一項中「若しくは第三十七條の九の二から第三十七條の九の五まで」を「第三十七條の九の四若しくは第三十七條の九の五」に改める。

第三十五條の二第一項中「第三十七條の九の二から第三十七條の九の四まで」を「第三十七條の九の四」に改める。

第三十六條の二第一項中「又は第三十七條の九の二から第三十七條の九の五まで」を「第三十七條の九の四又は第三十七條の九の五」に改める。

第三十七條の四第一項中「及び第三十七條の九から第三十七條の九の四まで」を「第三十七條の九及び第三十七條の九の四」に改める。

第三十七條の六第一項中「第三十七條の九及び第三十七條の九の二」を「及び第三十七條の九」に改める。

第三十七条の九の二及び第三十七条の九の三を次のように改める。

第三十七条の九の二及び第三十七条の九の三 削除

第三十七条の九の五第一項中「第三十七条の七及び第三十七条の九の二」を「及び第三十七条の七」に改める。

第三十七条の十の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第一項中「平成十六年一月一日以後に株式等」を「平成二十八年一月一日以後に一般株式等（株式等のうち次条第二項に規定する上場株式等以外のものをいう。以下この条において同じ。）」に改め、「掲げる取引」の下に「（第三十七条の十の二第二項において「有価証券先物取引」という。）」を、「行うもの」の下に「並びに法人の自己の株式又は出資の第三項第四号に規定する取得及び公社債の買入れの方法による償還に係るもの」を加え、「次条及び第三十七条の十二の二」を「及び次条第一項」に、「当該株式等」を「当該一般株式等」に、「株式等に」を「一般株式等に」に改め、同条第二項中「前項に規定する株式等」を「この条において「株式等」」に改め、同項第二号中「第四号」を「次号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 投資信託の受益権

第三十七条の十第二項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項に次の二号を加える。

六 社債的受益権

七 公社債（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項第五号に規定する長期信用銀行債等その他政令で定めるものを除く。以下この款において同じ。）

第三十七条の十第三項中「居住者又は」を「一般株式等を有する居住者又は」に改め、「非居住者が」の下に「当該一般株式等につき」を加え、「次の各号に」を「次に」に、「除く。」その他を「除く。次条第三項において同じ。」及び「」に改め、「事由により」の下に「当該一般株式等につき」を加え、「株式等に」を「一般株式等に」に改め、同項第四号中「第三十七条の十一の三第二項第一号」を「次条第二項」に改め、同項に次の二号を加える。

七 公社債の元本の償還（買入れの方法による償還を含む。以下この号において同じ。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額（当該金銭又は金銭以外の資産とともに交付を受ける金銭又は金銭以外の資産で元本の価額の変動に基因するものの価額を含むものとし、第三条第一項第一号

に規定する特定公社債以外の公社債の償還により交付を受ける金銭又は金銭以外の資産でその償還の日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該金銭又は金銭以外の資産の交付をした法人が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者が交付を受けるものの価額を除く。）の合計額

八 分離利子公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であつた公社債をいう。）に係る利子として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

第三十七条の十第四項中「株式等証券投資信託、非公社債等投資信託又は」を「投資信託若しくは」に、「〔株式等証券投資信託等〕」を「〔投資信託等〕」に改め、「（という。）」の受益権の下に「（一般株式等に該当するもの又は社債的受益権で一般株式等に該当するもの）」を、「〔非居住者が〕の下に「これらの受益権につき」を加え、「次の各号に」を「次に」に、「〔株式等〕」を「〔一般株式等〕」に改め、同項第一号中「公募株式等証券投資信託等（株式等証券投資信託（その設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）及び特定受益証券発行信託）を「上場廃

止特定受益証券発行信託」に、「上場されている」を「上場されていた」に、「ものに限る。」を「特定受益証券発行信託」に、「当該公募株式等証券投資信託等」を「当該上場廃止特定受益証券発行信託」に改め、同項第二号中「株式等証券投資信託等（公募株式等証券投資信託等）」を「投資信託等（上場廃止特定受益証券発行信託）」に、「当該株式等証券投資信託等」を「当該投資信託等」に改め、同項第三号中「移転する信託をいう」の下に「。次条第四項第二号において同じ」を、「受ける信託をいう」の下に「。同号において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

四 社債的受益権の元本の償還により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

第三十七条の十第六項中「株式等」を「一般株式等」に改める。

第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二を削る。

第三十七条の十の二第一項中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「第三十七条の十一の三第三項第一号」を「次条第三項第一号」に、「同条第二項に規定する上場株式等をいう。以下この項」を「前条第二項に規定する上場株式等をいう。以下この条から第三十七条の十一の四まで、第三十七条の十一の六及び第三十七条の十二の二」に、「内国法人の株式」を「内国法人が発行した株式又は公社債」

に、「次項並びに第三十七条の十一の三第一項」を「以下この項及び次項並びに次条第一項」に、「」又は特定保有株式」を「」、特定保有株式」に、「特定管理株式で」を「特定管理株式等で」に、「が株式」を「又は特定口座内公社債（当該特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該特定口座に保管の委託がされている内国法人が発行した公社債をいう。）が株式又は公社債」に、「ことは当該特定管理株式又は特定保有株式」を「ことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債」に、「金額は当該特定管理株式又は特定保有株式」を「金額は第三十七条の十二の二第二項に規定する上場株式等」に、「及び前条」を「、前条及び第三十七条の十二の二」に改め、同項第一号中「特定管理株式又は特定保有株式」を「特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債」に、「株式会社又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人」を「内国法人」に改め、同条第二項中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「含む」を「含み、有価証券先物取引の方法により行うものを除く」に、「前条第二項」を「第三十七条の十第二項」に改め、同条を第三十七条の十一の二とする。

第三十七条の十の次に次の一条を加える。

(上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十八年一月一日以後に上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第三項及び第四項において「上場株式等に係る譲渡所得等」という。)については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第六項において準用する前条第六項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 この条において「上場株式等」とは、株式等（前条第二項に規定する株式等をいう。第一号において同じ。）のうち次に掲げるものをいう。

一 株式等で金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるもの

二 投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの（第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。）の受益権

三 第八条の四第一項第三号に規定する特定投資法人の投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十
四項に規定する投資口

四 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が取得する社債的受益権の募集が第八条の
二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権

五 国債及び地方債

六 外国又はその地方公共団体が発行し、又は保証する債券

七 会社以外の法人が特別の法律により発行する債券（外国法人に係るもの並びに投資信託及び投資法
人に関する法律第二条第十七項に規定する投資法人債、同法第百三十九条の十二第一項に規定する短

期投資法人債、資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債及び同条第八項に規定する特定短期社債を除く。）

八 公社債でその発行の際の金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われたものの

九 社債のうち、その発行の日前六月以内に金融商品取引法第五条第一項に規定する有価証券届出書、同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書その他政令で定める書類（第十一号口において「有価証券報告書等」という。）を内閣総理大臣に提出している法人が発行するもの

十 金融商品取引所（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この号において同じ。）において当該金融商品取引所の規則に基づき公表された公社債情報（一定の期間内に発行する公社債の種類及び総額、その公社債の発行者の財務状況及び事業の内容その他当該公社債及び当該発行者に関して明らかにされるべき基本的な情報をいう。以下この号において同じ。）に基づき発行する公社債で、その発行の際に作成される目論見書に、当該公社債が当該公社債情報に基づき発

行されるものである旨の記載のあるもの

十一 国外において発行された公社債で、次に掲げるもの

イ 金融商品取引法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（同項に規定する売付け勧誘等であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定める場合に該当するものに限る。）に依りて取得した公社債（ロにおいて「売出し公社債」という。）で、当該取得の時から引き続き当該有価証券の売出しをした金融商品取引業者等（第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等をいう。ロにおいて同じ。）の営業所（同号に規定する営業所をいう。ロにおいて同じ。）において保管の委託がされているもの

ロ 金融商品取引法第二条第四項に規定する売付け勧誘等に応じて取得した公社債（売出し公社債を除く。）で、当該取得の日前六月以内に有価証券報告書等を提出している会社が発行したもの（当該取得の時から引き続き当該売付け勧誘等をした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているものに限る。）

十二 外国法人が発行し、又は保証する債券で政令で定めるもの

十三 銀行業若しくは金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者若しくは外国の法令に準拠して当該国において銀行業若しくは同法第二条第八項に規定する金融商品取引業を行う法人（以下この号において「銀行等」という。）又は次に掲げる者が発行した社債（その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。）

イ 銀行等がその発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係（ロにおいて「完全支配の関係」という。）にある法人

ロ 親法人（銀行等の発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係のある法人をいう。）が完全支配の関係にある当該銀行等以外の法人

十四 平成二十七年十二月三十一日以前に発行された公社債

3 上場株式等を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該上場株式等につき交付を受ける前条第三項各号に掲げる金額及び同項に規定する政令で定める事由により当該上場株式等につき交付を受ける同項に規定する政令で定める金額は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、所得税法及びこの章の規定を適用する。

4 投資信託若しくは特定受益証券発行信託（以下この項において「投資信託等」という。）の受益権で上場株式等に該当するもの又は社債的受益権で上場株式等に該当するものを有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がこれらの受益権につき交付を受ける次に掲げる金額は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、所得税法及びこの章の規定を適用する。

一 その投資信託等の終了（当該投資信託等の信託の併合に係るものである場合にあっては、当該投資信託等の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。）又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

二 その特定受益証券発行信託に係る信託の分割（分割信託の受益者に承継信託の受益権以外の資産（信託の分割に反対する当該受益者に対する信託法第百三条第六項に規定する受益権取得請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされたものに限る。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

三 社債的受益権の元本の償還により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 前条第六項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」とあるのは「第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「一般株式等に係る譲渡所得等が」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等が」と、「第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「第三十七条の十一第一項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と、「第三十七条の十第一項の」とあるのは「第三十七条の十一第一項の」と読み替えるものとする。

第三十七条の十一の三第一項中「次項に規定する」を削り、同条第二項中「（次に掲げる株式等をいう。以下この条、次条及び第三十七条の十二の二において同じ。）」を削り、同項各号を削る。

第三十七条の十一の五第一項中「第三十七条の十第一項に規定する株式等」を「第三十七条の十一第一

項に規定する上場株式等」に、「若しくは第七項」を「若しくは第六項」に、「第三十七条の十二の二第十一項（第三十七条の十三の二第七項）を「第三十七条の十二の二第九項（第三十七条の十三の二第十項」に改める。

第三十七条の十一の六第一項中「配当所得の金額と当該」を「利子所得の金額及び配当所得の金額と当該」に、「配当等（所得税法）を「利子等（所得税法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。第四項第一号において同じ。）及び配当等（同法）に、「第四項第一号」を「同号」に改め、「」に係る」の下に「利子所得の金額及び」を加え、同条第三項中「確定するもの（」の下に「無記名の公社債の利子、」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項第一号中「（第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。第六項において同じ。）」を削り、同号ハを同号二とし、同号ロを同号ハとし、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等（同条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等を除く。）で同条第三項の規定に基づき当該金融商品取引業者等により所得税が徴収されるべきもの

第三十七条の十一の六第五項中「つき」の下に、「第三条の三第三項（同条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。次項及び第七項において同じ。）」を加え、同条第六項中「残額を」の下に「第三条の三第三項に規定する国外公社債等の利子等、」を加え、同条第七項中「際に」の下に「第三条の三第三項、」を加え、同条第八項中「年分の」の下に「利子所得の金額又は」を加え、同条第九項及び第十項中「配当所得の金額」を「利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額」に改める。

第三十七条の十二第一項中「平成十六年一月一日以後に第三十七条の十第二項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡」を「平成二十八年一月一日以後に一般株式等（第三十七条の十第一項に規定する一般株式等をいう。次項において同じ。）の譲渡（同条第一項に規定する譲渡をいう。第三項において同じ。）」に、「同項」を「同条第一項」に、「株式等に係る譲渡所得等（以下この条）を「一般株式等に係る譲渡所得等（以下この項及び次項）に、「株式等の譲渡」を「一般株式等の譲渡」に、「金額（以下この条）を「金額（以下この項及び第五項）に、「第四項」を「第七項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十第三項及び第六項（第一号、第二号及び第六号を除く。）」を「第三十七条の十第六項第三号から第五号まで及び第七号」に、「において準用する」を「について準用する」に、「「株式等」を「「一

般株式等」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に、「(株式等)」を「(一般株式等)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前項」を「第二項及び前二項」に、「第一項」を「第一項及び第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項及び第三項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「金額」の下に「及び上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 一般株式等を有する国内に恒久的施設を有しない非居住者が、当該一般株式等につき交付を受ける第三十七条の十第三項第一号から第六号までに掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。第四項において同じ。）及び第三十七条の十第三項に規定する政令で定める事由により当該一般株式等につき交付を受ける同項に規定する政令で定める金額（当該非居住者の同法第百六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）は、一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

3 国内に恒久的施設を有しない非居住者が平成二十八年一月一日以後に上場株式等（第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等をいう。次項において同じ。）の譲渡をした場合には、当該非居住者の所

得税法第百六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得のうち、第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等（以下この項及び次項において「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」という。）については、同法第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項及び第五項において「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。）に対し、上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額（第八項において準用する第三十七条の十第六項第五号の規定により適用される同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。

4 上場株式等を有する国内に恒久的施設を有しない非居住者が、当該上場株式等につき交付を受ける第三十七条の十第三項第一号から第六号までに掲げる金額及び同項に規定する政令で定める事由により当該上場株式等につき交付を受ける同項に規定する政令で定める金額（当該非居住者の所得税法第百六十条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）は、上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

第三十七条の十二に次の一項を加える。

8 前項の規定は、第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前項中「第三十七条の十二第一項」とあるのは「第三十七条の十二第三項」と、「一般株式等の」とあるのは「上場株式等の」と読み替えるものとする。

第三十七条の十二の二第一項中「第十一項（第三十七条の十三の二第七項）」を「第九項（第三十七条の十三の二第十項）」に、「平成二十一年分」を「平成二十八年分」に、「第三十七条の十第一項後段」を「第三十七条の十一第一項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第二項中「第三十七条の十第一項に規定する株式等」を「第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に改め、同項第四号中「第四項各号」を「第三十七条の十一第四項各号」に改め、同条第五項中「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三十七条の十第一項後段」を「第三十七条の十一第一項後段」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三十七条の十第一項に規定する株式等」を「第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に改め、同項を